

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成27年11月25日
開会時刻	午後2時20分
閉会時刻	午後3時13分
出席委員名	◎中村豊治 ○上田修一 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 福井輝夫 藤原清史 中山裕司
	小山 敏 議長
欠席委員名	工村 一三
署名者	—
担当書記	中野 諭
協議案件	1 第2期伊勢市健康づくり指針（案）について
	2 第2期伊勢市生活排水対策推進計画（案）について
	3 伊勢市合理化作業計画（第二期御菌町地域分）（案）について
	4 伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について
	5 第2次伊勢市総合計画の進捗状況について《報告案件》
	6 福祉施設の指定管理者の選定に係る経過について《報告案件》
説明者	情報戦略局長、情報調査室長、企画調整課長
	環境生活部長、環境課長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康課長、健康課副参事
	福祉総務課長
	教育長、教育部長、教育次長、学校教育課副参事
	その他関係参与

協議結果並びに経過について

教育民生委員会終了後、中村委員長、協議会を開会し、「第2期伊勢市健康づくり指針（案）について」、「第2期伊勢市生活排水対策推進計画（案）について」、「伊勢市合理化事業計画（第二期御菌町地域分）（案）について」、「伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について」の4件を協議した。続いて、「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」、「福祉施設の指定管理者の選定に係る経過について」の2件の報告があった。いずれも協議の結果、聞き置くこととし協議会を閉会した、その概要については次のとおりでした。

開会 午後2時20分

◎中村豊治委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は8名でありますので、会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、協議案件といたしまして、「第2期伊勢市健康づくり指針（案）について」、「第2期伊勢市生活排水対策推進計画（案）について」、「伊勢市合理化事業計画（第二期御菌町地域分）（案）について」及び「伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について」4件を協議案件として、報告案件といたしましては、「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」及び「福祉施設の指定管理者の選定に係る経過について」の2件、合わせて6件であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議がありましたら、随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【第2期伊勢市健康づくり指針（案）について】

◎中村豊治委員長

それでは始めに、「第2期伊勢市健康づくり指針（案）について」の御協議をお願いいたします。

当局からの説明をお願いいたします。

健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、教育民生委員会に引き続き、教育民生

委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内のとおり、「第2期伊勢市健康づくり指針（案）について」外、報告案件を含めて全部で6件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議いただきますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

健康課副参事。

●高村健康課副参事

それでは、「第2期伊勢市健康づくり指針（案）について」、御説明申し上げます。

資料1の1をお願いします。

まず、1、計画策定の趣旨です。

平成28年3月末に、「伊勢市健康づくり指針～伊勢市増進計画～」の計画期間が終了することから、第2期伊勢市健康づくり指針の策定を行うものです。

本計画は、第2次伊勢市総合計画を上位計画とし、国の基本方針や県の計画との整合を図りながら、市民が生涯を健康で暮らせるような健康文化都市の実現に向けて、市の健康づくりを総合的に進めるための計画です。

2、計画策定の根拠法令は、健康増進法第8条第2項の規定により策定するものであり、法の中では、国の基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案し、市の健康増進計画を定めるよう努めることとされています。

3、計画の期間は、国・県の計画期間と整合を図り、平成28年度から平成37年度までの10年間といたします。

4、計画策定の体制等についてでございますが、計画策定にあたり、基礎調査として、昨年10月に20歳以上の市民2,000人を対象に健康意識調査を実施し、これまでの評価を行うとともに、健康づくりについての御意見をいただきました。

その他、市民ワークショップの開催、健康教室や健診時における個別アンケートの実施、関係団体との意見交換会など、できるだけ多くの市民の方から意見を伺いながら、計画策定を行っております。

また、保健・医療分野の関係者、地域代表、学識経験者などで構成される伊勢市民健康会議におきましては、6月・9月・10月に会議を開催し、御意見を計画案に反映いたしております。

5、計画の主な内容ですが、これまでの健康づくり指針の基本的考え方を踏襲し、基本理念は、『楽しく生活する中でも、「長続きする」健康づくりを実践し、健康寿命の延伸を目指します』としました。

続きまして、裏面のほうをお願いします。

(2)健康づくり指針の構成についてですが、脳血管疾患、心臓病、糖尿病をはじめとする生活習慣病は、不健康な生活習慣の積み重ねにより起こります。そのため、生活習慣を形成する6つの領域に、重症化予防の観点から、新たに、がん・生活習慣病を加え、8領域の取り組みを記載しています。

また、健康課題は、それぞれのライフステージごとに異なることから、世代別の取り組みについても提案をしております。

詳細につきましては、資料1の2、第2期伊勢市健康づくり指針伊勢市健康増進計画案をお願いいたします。

資料1の2の30ページをお願いいたします。

30ページには、領域別の体系図、世代別の体系図を記載し、それぞれの領域ごとのテーマや行動指針が示してあります。

具体的な取り組みにつきましては、次の32ページから57ページにかけて、領域別・世代別に、取り組みを記載しておりますので、後ほど御高覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、もう一度、資料1の1をお願いいたします。

(3)健康づくりの重点事業ですが、国の健康日本21、第2次では、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底として、がん、循環器疾患、糖尿病に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着など、1次予防に重点をおいた対策の推進と、合併症の発症や症状の進展などの重症化予防に重点をおいた対策の推進をすることとなっております。

このことから、第2期伊勢市健康づくり指針の重点事業は、その流れをくみ、現代人のもっとも大きな課題となっております肥満、すなわち、適正体重の維持を中心に、運動では、「ウォーキングを中心とした健康づくり」を、食事では「低カロリー・バランス食の献立を活用した健康づくり」を柱として取り組むとともに、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」にも力をいれ、健康寿命の延伸を図ることを目指していきたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、12月1日からパブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見をいただき、再度、教育民生委員協議会に意見募集結果の御報告をさせていただきます予定をしています。

以上で、第2期伊勢市健康づくり指針(案)について説明を終わらせていただきます。

御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第2期伊勢市生活排水対策推進計画(案)について】

◎中村豊治委員長

次に、「第2期伊勢市生活排水対策推進事業計画(案)について」の説明をお願いいた

します。

環境課長

● 出口環境課長

それでは第2期伊勢市生活排水対策推進計画案につきまして御説明させていただきます。
資料2の1をごらんください。

1、背景につきましては、平成3年、生活排水対策重点地域に指定されたことから、本計画の策定を行っております。

この度、平成21年度に策定をしました現行計画が平成27年度に終了することから、第2期生活排水対策推進計画を改定するものでございます。

2、計画の概要でございますが、第1章の「はじめに」から第6章の「啓発」まで、6章に分かれており、現状把握からはじまり、施設整備によるハード対策と啓発普及活動等のソフト面対策の両面から生活排水対策を推進するものでございます。

資料2の2をごらんください。

1ページから5ページまでの第1章「はじめに」、また、6ページから8ページまでの第2章「生活排水の現状と課題」におきましては、計画の位置づけや河川の状況など、現状を整理しております。

次に、9ページをごらんください。

「生活排水処理に係る理念、基本方針等」では、理念、目標水質、基本方針、生活排水処理目標を記載しております。本市の生活排水処理施設整備としては、汚濁物質の除去が最も確実で効果的な公共下水道または合併処理浄化槽の整備を進めることとしています。

11ページをごらんください。

第4章では、「生活排水処理基本計画」では16ページにかけまして、対象区域の設定、施設整備の概要を示しております。

17ページをごらんください。

第5章「し尿・浄化槽汚泥の処理計画」では、し尿及び浄化槽汚泥の現状把握と処理目標を示しております。

次に18ページをごらんください。

第6章「啓発等」では、各種イベントでの啓発や、環境教育の推進など生活排水対策の必要性について啓発を積極的に行うこととし、ニーズ把握としてのアンケート調査につきましては、本年5月から6月にかけて行い、市ホームページ等で公表しているところです。

恐れ入りますが、資料2の1のほうをごらんください。

3、「計画期間」につきましては、平成28年度から37年度の10年間としております。

4の「パブリックコメントの実施予定」につきましては、12月11日の金曜日から翌年1月15日金曜日まで行うこととしております。

5の「今後のスケジュール」につきましては、パブリックコメント実施後、必要に応じ計画案の修正を行い、2月に教育民生委員協議会におきまして最終案を御報告する予定でございます。

以上、第2期伊勢市生活排水対策推進計画(案)につきまして御説明をさせていただきました。

よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市合理化事業計画（第二期御園町地域分）（案）について】

◎中村豊治委員長

次に「伊勢市合理化事業計画（第2期御園町地域分）（案）について」の説明をお願いいたします。

環境課長。

●出口環境課長。

それでは、「伊勢市合理化事業計画（御園町地域分）（案）について」御説明させていただきます。

資料3のほうをごらんください。

本計画につきましては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、通称、合特法におきまして、廃棄物の適正処理に資することを目的とし、下水道の整備に伴い経営環境が大きく変化する一般廃棄物処理業について、影響緩和、経営の近代化及び規模の適正化を図る事業に関する計画、合理化事業計画を策定することが位置付けられていることから、これに基づきまして策定しようとするものでございます。

今回策定しようとする御園町地域分につきましては、平成22年度に策定した第一期分の計画の計画期間が平成23年度から27年度であることから、第二期計画としまして、平成28年度から32年度における合理化事業計画について定めるものでございます。

それでは、計画内容の主な部分につきまして御説明させていただきます。

はじめに、1ページの「4. 下水道整備等の見通し」「5. し尿等の要処理量の見通し」につきまして、3ページの別表3をごらんください。

御園町地域における下水道普及率は、3行目でございますけれども、下水道普及率のとおり、平成32年度末におきましては99.2%となる見込みでございます。

また、し尿等の処理量につきましては、最下段で「し尿等の要処理量」の「計」のとおり、平成32年度には870キロリットルまで減少する見込みとなっております。

次に、「6. し尿等の処理体制の水準」「7. 一般廃棄物収集運搬業等の経営の見通し」につきまして、4ページの別表4をごらんください。4行目の「要処理車両台数」における、要処理量の減少によります、平成32年度には、処理に要する体制は1台となる見込みとなっております。

次に、「8. 合理化事業の内容」につきまして御説明させていただきます。

まず、「(1) 目標」でございますけれども、下水道の整備の影響により、平成32年度には、1台分の業務量となる見込みでございますが、最低2台とすることを目標とし、設定をしておりません。

「(3) 支援期間」につきましては、平成28年度から平成32年度の5年間としております。

「(4) 支援の方法」につきましては、7ページの別表5も合わせてごらんください。

「支援量算定の考え方」につきましては、第一期分における考え方と同じく、下水道整備前の処理量3,470キロリットルを基準処理量として定め、基準処理量から減少量を対象とする支援量としまして、2,240キロリットルの減少量に対し、代替業務として1台分が相当することとしております。

代替業務の提供につきましては、下表「要処理量等の見込み及び実績」に示すとおり、第一期計画において提供を開始している燃えるごみ・資源物回収1.2台分の業務を引き続き提供するものでございます。

以上、「伊勢市合理化事業計画（第二期御菌町地域分）案について」御説明させていただきました。

よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

それではただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。
ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について】

◎中村豊治委員長

次に、「伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について」の説明をお願いします。
情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、伊勢市公共施設等総合管理計画（案）につきまして、御説明申し上げます。
資料4の1をごらんください。

本計画案につきましては、外部委員7名で構成されます検討委員会を、本年2月に設置しまして、これまで6回の委員会を開催し、意見を頂戴しながら策定したものでございます。

表紙をお開きいただき、1ページに本計画の策定した背景と目的を記載しております。

人口減少・少子高齢化の進行が深刻であり、将来、公共施設等の更新費用や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっていくことから、平成26年4月に総務省から各自治体に対し、今後の公共施設等の戦略的な管理方針等を定めた計画の策定が要請されました。

こうした背景から、本市におきましても、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、本計画を策定するものでございます。

2ページをお開きください。

本市では、これまで公共施設の課題に対しまして、平成19年12月に「施設見直しガイドライン」を策定し、また、平成24年8月には、「公共施設マネジメント白書」を発行してまいりました。

本計画は、これらの理念を引き継ぐものとし、公共施設等の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして位置付けするものとしたします。

3ページの計画期間でございますけれども、今後30年間に公共施設等の更新時期が集中することが見込まれることから、2044年までの30年間というふうに定めております。

なお、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進捗状況、上位計画・関連計画などの整合を踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定などを充実・継続的な見直しを行うこととしたします。

本計画が対象とする範囲でございますけれども、公営企業に係る施設等も含めまして、本市が保有する全ての公共施設、インフラ資産、このようにいたします。

次に、本計画を策定するにあたりましては、今後の更新費用等を推計する必要があるでございます。

公共施設につきましては、総務省が公開しております更新費用試算ソフトを活用し、インフラ資産につきましては、試算ソフトによらず、各施設所管部署におきまして推計をしております。

4ページをごらんください。

こちらが総務省のほうで公開しております試算ソフトの仮定の置き方を記載しております。このソフトのほうでは、試算期間を調査年度から40年間、耐用年数を60年としまして、また更新年数に一定の考え方を設定するとともに、先行して更新費用の試算に取り組んでおります地方公共団体の調査実績等から単価を設定しておるものでございますので、御高覧をいただきたいと思います。

5ページの実施計画の策定でございますけれども、本計画は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や実施方針と併せまして、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めております。

これらの方針等に基いて、本計画の実施計画として、施設類型別にその所管部署におきまして、施設類型別計画といったものを策定することとしたします。

このことから、既に策定済みの、学校や保育所の整備計画や各長寿命化計画等については、本計画策定後においては、本計画の実施計画に位置付けることとなります。ただし、策定済みの計画でありましても、本計画全体の進捗を図る視点で、必要なものは見直しを行うこととなります。

なお、施設類型別計画の策定におきましては、地域別の適正な施設配置の考え方も含め、

策定することといたします。

6ページをお開きください。

第2章では、公共施設等の現状と将来見通しを記載しております。

まず、公共施設の現状につきましては、平成27年4月1日時点で、保有状況は表のとおり580施設で、7ページの延べ床面積構成比をごらんいただきますと、学校と公営住宅で全体の約6割を占めており、学校が最も多くの面積を占めております。このことについては、全国の市区町村に共通する傾向ですけれども、少子化が進む中で、学校数の削減や複合化等の取り組みは、本計画で大きな要素を占めることとなります。

8ページをお開きください。

上段で築年別の整備状況を記載しております。こちらのほうをごらんいただきますと、本市の公共施設が、昭和40年代半ば以降、昭和の時代に集中して建築されており、現状のまま維持管理を進めますと、大規模改修や建てかえといった更新時期を集中的に迎えることが、グラフのほうから見て取れます。

9ページには、インフラ資産の平成27年4月1日時点での現状を記載しておりますので、御高覧をいただきますようお願いいたします。

10ページをお開きください。

こちらは、先月策定いたしました、人口ビジョンのほうから、人口の推移と将来展望を記載しております。

今後の人口構成の変化は、「財政力の低下」「公共施設に対するニーズの変化」に大きく影響をおよぼすことを認識していかなければならないというふうに整理しております。

13ページをお開きください。

財政の現状について、13ページに歳入を、また14ページに歳出を、それぞれ平成17年度から10年間の推移を分析しております。

15ページのほうが「公共施設等に係る更新経費の見通し」です。

本市が保有する公共施設をそのまま持ち続けた場合の更新費用と、インフラ資産に対し長寿命化対策等を実施しないと仮定した場合の更新費用等を合計いたしますと、資産ソフトが計算します40年間ということをやりますと、約4,169億円が必要となりまして、1年当たりでは約104億円ということになります。

これらにつきまして、16ページのほうで、上段に公共施設、下段にインフラ資産別ということでわけて表示しておりますので御高覧をいただきたいと思っております。

17ページには、第2章の総括としまして、本市の現状と課題の基本認識を整理しております。

現状のままでは、更新時期を集中的に迎え、財政負担が懸念され、将来公共施設等の更新は財政上の大きな課題となります。将来の公共施設等のあり方を確立することが求められ、それらには、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要というふうに整理しております。

18ページをお開きください。

第3章では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載しております。

まず、基本的な考え方ですけれども「財政負担の軽減及び平準化」と、その一方では「安全・安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供」、このことを目指すことを、

本計画の共通方針というふうにしております。

19ページの基本方針でございますけれども、本計画の対象とする公共施設及びインフラ資産につきましては、提供する公共サービスにおける役割に違いがありますことから、それぞれに基本方針を定めることとしております。

具体的には、公共施設につきましては、その役割が、市民生活及び市民活動の場を提供することということから、基本方針としましては、「保有総量を抑制し、更新・維持管理費用を縮減する」など、4点としております。

一方、インフラ資産につきましては、その役割が「日常生活や経済活動における重要な基盤」であり、「大規模災害時等に重要な基盤施設」となることから、既に敷設しました道路などを廃止して、総量を抑制するといったことは難しいため、基本方針としましては、「ライフサイクルコストを考慮した長寿命化」や「新規整備は安全確保・生活環境維持を重視する中で優先度を計り実施する」など、4点としております。

20ページをお開きください。

目標値の設定と目標達成の手段でございます。

考え方は、囲み枠内に記載しておりますけれども、計画期間におきます更新及び新規整備に係る費用の見込み額と人口規模から算出しました充当可能額、これの差額を目標値としまして、目標値は、公共施設、インフラ資産別にするとともに、中間目標を設定し、目標達成を目指します。

また、目標達成の取り組みは、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方から進めこととしまして、目標達成の手段は、公共施設、インフラ資産それぞれの基本方針を踏まえ設定したいと思っております。

この考え方にに基づきます目標値でございますけれども、目標年度とする2044年の将来人口として、人口ビジョンにおいて展望する生産年齢人口4.9万人をもとにいたしますと、2015年から2044年までの30年間で1,445億円の目標達成を目指すことといたします。

公共施設、インフラ資産別の10年間の中間目標は、下の表のとおりでございます。

また、21ページには、目標値を算出した内訳を、次の22ページには、目標設定のイメージを記載しておりますので、御高覧をいただきたいと思います。

22ページ下段の目標達成の手段でございますけれども、目標を達成していくには、「更新等費用の抑制」を進めていくことが大前提になりますが、その一方で、「充当額の確保」も必要となりますので、双方から取り組みを進めることとします。

23ページには、更新等費用を抑制する手段を記載しております。

提供するサービスの違いから、公共施設とインフラ資産、それぞれに手段を定めておりまして、公共施設については、大規模改修や建てかえ時に、統合、廃止を積極的に行うことをはじめ5点を、インフラ資産については、適切な維持管理を徹底し、資産の長寿命化を図ることをはじめ5点を、更新等費用を抑制する手段としております。

次のページには、取り組みのイメージを記載しておりますので御高覧いただきたいと思います。

25ページをお願いいたします。

こちらでは充当額を確保する手段を記載しております。

公共施設については、施設の廃止後の跡地を売却し、売却益を得ることや、国県等の可

能な限り有益な交付金等の財源措置を活用することをはじめ7点を、インフラ資産については3点を、充当額を確保する手段というふうにしております。

26ページから28ページまでにつきましては、公共施設等の管理に関する具体的な実施方針というものを記載しておりますので、御高覧をいただきたいと思っております。

29ページをお開きください。

こちらでは、公共施設についての将来の方向性を導き出すための、整備方針を定める具体的な手順といったものを記載しております。

まず、公共施設の使用状況等の管理情報等を整理した施設カルテ、これを作成します。

次に、将来の人口減少や年齢構成の変化に応じた施設の利用ニーズ及び財政の見通しと、安全・安心を担保する視点から、目標値の達成を見据えまして、施設類型別及び地域別の適正保有量を把握いたします。

それで、30ページのほうの③のところに書いてありますけれども、基本方針や実施方針等を踏まえながら、施設カルテ、施設類型別及び地域別の必要保有量を総合的に分析・評価して、将来、保有を続ける施設、供用を廃止していく施設、他の施設へ統合していく施設等を検討しまして、施設類型別計画を策定いたします。

施設個々の評価の種類は、このページの下にありますとおりの表となっておりますのでごらんいただきたいと思っております。

31ページには、公共施設等の将来の方向性を導く手順を、イメージとして表現させていただきました。

32ページをお開きください。

第4章、推進体制でございます。

まず、全庁的な取り組み体制でございますけれども、行政財産の管理の現状は、必ずしも情報が全庁的に共有されているとは言えません。

今後は、庁内に関係部局長により構成される公共施設等管理調整組織を設置し、部局横断的に検討を進める体制を整備いたします。また、必要に応じてその下部組織として、作業部会を設置し、具体的な協議・調整や取り組みを進めていきます。

また、公共施設等の全体的な情報を管理・集約し総合調整を行う担当部署を設置し、財政担当部署との連携を図りながら、適切な管理と推進を実施してまいります。

その他、33ページに示しますとおり、財政との連携、情報の管理と共有、フォローアップ、議会や市民との情報共有を図っていくことといたします。

34ページをお開きください。

第5章では、今後、施設類型別計画を策定していくうえでの基本的な考え方を基本方針と示しております。

34ページから58ページまでに、公共施設における類型別の基本方針を、59ページから72ページまでに、インフラ資産における類型別の基本方針を、それぞれ記載しておりますので御高覧ください。

なお、各常任委員協議会で所管される施設と5章の施設類型との関連につきましては、本日の資料としてお配りしております、資料4の2をごらんいただきたいと存じます。

最後に、今後の予定を申し上げます。

議会から御意見をいただいた後、12月11日から1月15日まで、パブリックコメントを行

うとともに、この期間中に、市内4カ所で説明会を開催し、市民の皆様から御意見を頂戴したいと存じます。

頂戴した御意見を参考にさせていただき、今年度中に本計画を策定することとしております。

なお、施設類型別の計画につきましては、来年度に策定を進めますことから、施設類型別計画策定以降の予算編成に反映をさせまして、策定までの期間は、本計画の基本方針を考慮して実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

ございますか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

この件に関しましては、このマネジメントに関しましての進め方ですね、それを聞きたいとおったんですが、一般質問で市長からできるところをやっているんやというような話と昨日の産業建設委員協議会のほうで、宿委員のほうからいろいろと議論をされておりますので、今回控えさせていただきたいと思います。

ただ、1点ですね、先ほど12月から1月にかけて、この計画に関する説明会を4カ所で開催しますというお話でございました。4カ所、ちょっと少ないんやないかなというふうに思うんです。

まず、市民の皆さんには、この計画自体を理解していただけないと、次の個別具体的な計画に移ったときに、なかなか理解をしていただけないんやないかなというふうに思うわけですが、その4回という部分なんですが、少なく感じていないでしょうか。もっとたくさんの地域で実施すべきやと思うんですが、いかがでしょうか。

◎中村豊治委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

今御質問いただきました4回につきましては、この12月の21日に本庁舎で、22日に二見の生涯学習センターで、また年明けには7日に御蔭公民館、8日には小俣公民館ということで、4カ所で開催することとしております。

なお、今回、この総合管理計画を策定したわけですけれども、これまでに公共施設につきましては、平成24年8月にマネジメント白書を発行してまいりまして、その後、マネジメントの講演会を開いたり、広報いせのほうでシリーズを組んで紹介したりということの取り組みはしてまいりました。

それで、今回、その取り組みについて、計画ということで策定させていただくわけでございますが、この計画について、この平成27年度中に策定したいというところもございまして、まずは、この計画案についてのパブリックコメントと市内4カ所での説明会というふうにさせていただきたいと思っております。

ただ、委員おっしゃるとおり、市民の方への周知はどうだということではございます。これにつきましては、平成28年度中には、広報いせを活用しまして、本計画内容の周知をしたいというふうに思っております。

それから、市民の方に説明するにあたりましては、来年度に策定します素案、施設類型別計画の素案をもとにいたしまして、住民説明会のほうを丁寧に開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

パブコメであったり、広報であったり、そういう方法で周知を図っていただくということなのですが、また、次の段階で細かく丁寧に説明するという話もいただいたんですが、まずもって、この計画を理解してもらう必要があるのかなというふうに、先ほども言わせてもらいましたんですけど思うんです。

当局のほうがですね、これで十分やということはそれでいいんですが、果たして本庁で開催したときに何人お越しいただけるのかなというふうな、ちょっと心配もありますので、質問をさせていただきました。

市民の皆さんの理解を得るため、しっかりと対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第2次伊勢市総合計画の進捗状況について《報告案件》】

◎中村豊治委員長

次に報告案件に入りたいと思います。

「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」の報告をお願いします。

企画調整課長。

● 辻企画調整課長。

それでは申し訳ございませんが、御説明の前に、資料に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

資料5の1、各所管別対象箇所の表、産業建設委員協議会の対象の項で「第7章都市基盤整備」となっておりますのは「第7章都市基盤」の誤りでございます。おわびして訂正いたします。申し訳ありませんでした。

それでは、第2次伊勢市総合計画の進捗状況につきまして、御説明を申し上げます。

昨年10月に策定いたしました第2次伊勢市総合計画につきましては、各政策分野ごとに数値目標を設定し、PDSサイクルにより、毎年度進行管理を行うことといたしております。

平成26年度の取り組みについて、各所属での自己評価を経て、総合計画審議会に諮問し、答申を得ましたので、その概要を御説明申し上げます。

資料5の1をごらんください。

上段の表は、第2次総合計画全8章の各常任委員協議会の所管をお示ししたもので、教育民生委員協議会の所管は、第2章教育、第3章環境、第4章医療・健康・福祉でございます。

下段は、総合計画審議会の開催状況でございます。3回の会議を経て、去る11月16日に答申をいただいたところでございます。

資料5の2は、答申書の写しでございます。 「1進捗管理（評価）のあり方」と「2分野別意見」で構成をされています。

「1進捗管理（評価）のあり方」の、「(1) 目的」につきましては、内容を点検し、評価することによって、計画の妥当性を確認し、今後の施策に反映させるという目的は妥当であるとの御意見でございます。

「(2) 対象」では、個別施策は取り上げているものの、全体を網羅した序章への評価や法的位置づけの検討などの記述が不足していること、また記載のない関連項目の評価については、追記などの措置をとるようにとの提案及び指摘がございました。

「(3) 方法」では、個別施策の評価において、庁内横断的な視点が不十分であったこと、また、評価の深さを統一するための評価シートの設計及び構築、そして今年度の国勢調査の結果など時宜に応じた適切な数値データの活用について御意見をいただいております。

裏面の「(4) 体制」では、評価を行う主体や評価対象の明確化と、庁内横断的な評価体制の整備・強化について言及されております。

また、(5)では、評価を行う時期は、進行中の施策や今後の具体的な計画展開とも関係していることから、効果的な時期を設定するようにと提案をいただいております。

「2分野別意見」の教育民生委員協議会関係分は、次ページの第2章から第4章に記載のとおりでございます。恐れ入りますが、後ほど御高覧を賜りますようお願い申し上げます。

資料5の3は、平成26年度の主な取り組みと今後の方向性、またその次の資料5の4につきましては、数値指標の推移による進捗状況を、各章ごとにまとめたもので、総合計画審議会の諮問に付した資料でございます。

詳細な説明は割愛させていただきますが、資料5の4の一覧表に記載のとおり、教育民生委員協議会所管の第2章、第3章及び第4章の、自己評価結果につきましては、第2章は全13項目のうち、進捗状況が想定以上のA評価は4項目、予定通りのB評価が5項目、想定以下のC評価が4項目でございます。

また、第3章は、7項目中、Bが5項目、Cが2項目、第4章は、16項目中、Aが2項目、Bが10項目、Cが4項目でございます。

今回は、進行管理初年度ということもあって、評価方法等手探り的な部分があり、その点について、評価のあり方としてたくさんの御意見をいただきました。

いただいたこれらの御意見は、次年度の進行管理に反映をし、より分かりやすいものにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いいたします。ございますか、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すいません、1点お聞かせいただきたいんですが、第2章の教育のところなんですが、小中学校の理解度の評価が掲げられております。

まず小学校のほうなんですが、私、評価の仕方はよくわからないんですけど、26年の1月1日は、理解度が95.8%の、児童の方が理解されておると。27年について91.4と下がっておりますが、その評価がBということで、想定どおりというような評価やと思うんですが、この評価の仕方、何でBになるんか、その辺説明いただけないでしょうか。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

ただいまの委員の御質問について、お答えさせていただきます。

目標値に対しまして、その年度につきましては、それぞれ子供が変わっておる状況もございまして……大変失礼しました、下がっておる現状ではございますけれども、一層の授業改善に取り組みに向けて、支援していきたいということで、Aという評価はできませんけれども、90%を超えておるという現状もございましてBというような評価をさせていただきました。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます、今の点は結構です。

それから中学校のところですね、目標値についてお聞かせをいただきたいんですけど、85%ということで、教育振興基本計画の目標値をこちらへ持ってきてもらっておるんですが、実は先だって、まち・ひと・しごと創生総合戦略をいただきました、最終案ということでいただきましたんですが、そのときに、平成31年で92%の目標値が掲げられておったと思うんですが、ずいぶん、わずか1年の間に開きがあるんですけど、その点はいかがなんでしょうかね。この85%という数字の見直しはできないのか、また92%と85%の差ですね、何でそんなに差が出てくるのか、その辺御説明いただけますか。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

ただいまの委員の御指摘でございますけれども、先ほども、申し上げましたが、それぞれの年度で、子供たちの状況というのが変わっているというようなところもございます。この総合計画を策定しましたおりの現状値とその後の現状値につきましては、若干の改善が見られまして、それを下回る目標値にこの総合計画はなっております。考え方としましては、この総合計画におきましては85%を上回るというような目標値という考え方もございますが、それよりもやはり現状値を見て、さらに向上を目指したほうがよいというような考え方もありますので、その後に策定をさせていただきました目標値は、現状から考えて、それを上回る目標値とさせていただきました。

また、以前にも目標は100%ではないのかというような御意見もいただいております。それを目指していくというような考え方もありまして、現状値を見ながら目指すものということで、目標値を定めさせていただきました。

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【福祉施設の指定管理者の選定に係る経過について《報告案件》】

◎中村豊治委員長

次に、福祉施設の指定管理者の選定に係る経過についての報告をお願いいたします。福祉総務課長です。

●大桑福祉総務課長

それでは、福祉施設の指定管理者の選定に係る経過について、御報告申し上げます。資料6をごらんいただきたいと思います。

まず、経過でございますが、福祉施設の現在の指定管理の期間が平成27年度末で終了いたします。近年では、障がい福祉サービスの必要性や地域包括ケアなどの新たなサービスへの期待も大きくなってきていることから、一部では用途の見直し等の検討を行って、指定管理者を選定いたしました。

12月市議会定例会におきましては、指定管理者の指定、債務負担行為による予算の議決を経ようとするものでございます。

次に、「公募による指定管理候補者の選定の概要」でございますが、公募を行ったのは、資料に記載のとおり8施設となっております。指定管理の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

募集要項等の配布につきましては7月9日から7月24日まで、その後、施設案内会及び応募者説明会を7月27日、28日に開催いたしました。また、質問を7月29日から8月3日まで受け付け、申請応募期間を8月5日から8月28日までといたしました。

選定に際しましては、伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会を設置いたしました。審査につきましては、書類審査による第1次審査、公開プレゼンテーションによる第2次審査を実施いたしました。

選定結果でございますが、一覧表の伊勢市福祉健康センター、伊勢市ハートプラザみその、一つ飛ばしまして、伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター及び伊勢市小俣児童館につきましては、応募団体は1団体のみで、現在の指定管理者である社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしました。

伊勢市みなとデイサービスセンターは、2団体の応募があり、現在の指定管理者である社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしました。

伊勢市明野児童館は、2団体の応募があり、社会福祉法人宮山を新たな指定管理者として選定いたしました。

伊勢市二見こども未来クラブは、2団体の応募があり、株式会社日本デイケアセンターを新たな指定管理者として選定いたしました。

伊勢市御菌こどもプラザは、2団体の応募があり、現在の指定管理者である株式会社日本デイケアセンターを指定管理候補者として選定いたしました。

次に、「公募によらない指定管理候補者の選定の概要」でございますが、伊勢市二見デイサービスセンター、伊勢市工房そみん、伊勢市小俣さくら園及び伊勢市御菌しらぎくにつきましては、公募によらない選定を行ったところでございます。指定管理の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間でございます。

これらの施設は、現在の指定管理者である社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしました。

公募によらない選定に至った経過につきましては、本年8月の教育民生委員協議会でも御報告申し上げますが、平成29年4月を目途に用途変更、民間譲渡を行うこととしており、1年限りの指定管理期間となりますことから、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条の規定に基づき、公募によらない選定を行ったものでご

ございます。

以上が福祉施設の指定管理者の選定に係る経過についての御報告でございますので、よろしくお願いたします。

◎中村豊治委員長

本件につきましても報告案件ではありますが、特にございましたら。
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を開会させていただきます。

閉会 午後 3 時13分